

役員等報酬および費用弁償規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人縁盛会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（報 酬）

第2条 社会福祉法人縁盛会定款第八条および第二一条に基づき、法人の役員等に対して報酬を支給することができる。

- 2 報酬額については、別表1に定める。
- 3 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者については、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

（支 給 日）

第3条 役員等の報酬を支給する場合は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払うこととする。

（費用弁償）

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

- 2 支給額については、別表2に定める。

（改 正）

第5条 この規程の改廃については、評議員会の議決を経て行う。

（補 則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年12月12日 最終改訂
- 3 平成30年6月25日 最終改訂
- 3 令和3年6月28日 最終改訂
- 4 令和7年6月25日 最終改訂